全Ｌ協保安・業務Ｇ７第１２７号

令和７年９月１８日

正　会　員　　各位

（一社）全国ＬＰガス協会

２０２５年度ＬＰガス消費者保安月間の実施について

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（お願い）

標記につきまして、経済産業省より別紙のとおり依頼がありました。

本件につきましては、消費者保安対策に焦点を当てた保安啓発活動の推進を図るため、昭和６０年度から毎年１０月１日から１０月３１日を「ＬＰガス消費者保安月間」と定め、実施するものです。

つきましては、別紙の実施要綱をご参照の上、都道府県協会におかれましては、会員に対し、また、直接会員におかれましては、関係者に対し、ＬＰガス消費者保安啓発活動等の推進を図っていただくよう周知徹底並びに効果的な実施のためのご指導方よろしくお願いいたします。

以　上

発信手段：Ｅメール

担当：保安・業務グループ　瀬谷、國坂